

半田市営住宅条例の一部改正について

1. 改正理由

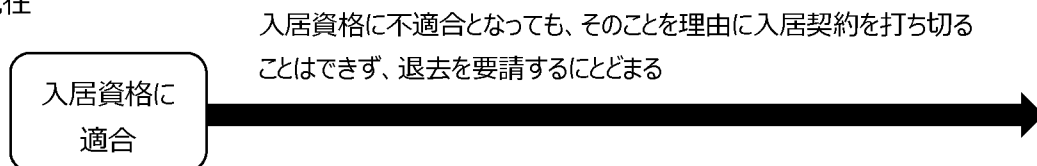
公営住宅法に基づき整備されている市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的としています。このため、市営住宅の入居契約は期限の定めのない契約としてきました。しかし、入居後の収入増加等により当初の入居資格を満たさなくなった入居者、また義務不履行の入居者も、退去せず入居し続けている現状があります。

この状況を改善するため、新規入居時の入居契約を期限付きの入居契約とし、入居後に入居資格の確認を定期的に行うことで、入居資格を満たさなくなった入居者との契約更新を行わないこととし、限りある市営住宅を真に住宅に困窮する人に供給するため、条例の一部改正をするものです。

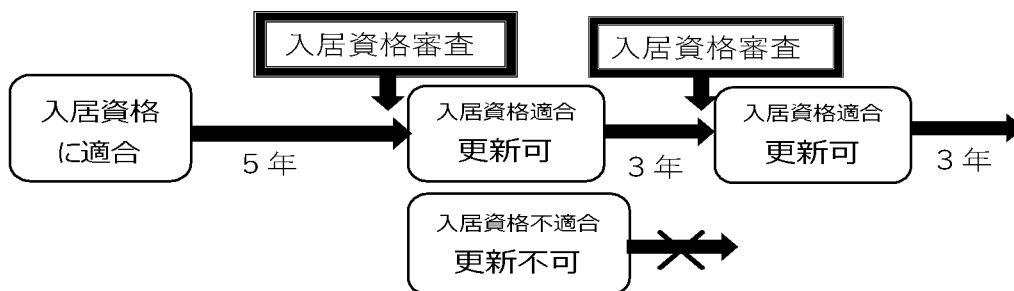
2. 改正内容

- 対象者 新規入居者（施行期日以降の入居者）
- 対象住宅 すべての市営住宅
- 契約内容 期限付き入居契約（入居期間は入居後5年、以後は3年毎）
入居資格を満たす入居者は、契約更新可とする。
用途廃止予定住戸の場合には、入居終了期限までの入居とする。
入居資格（半田市営住宅条例第6条第1項）
①市内在住、在勤であること②同居親族があること③収入基準以下であること
④住宅に困窮していること⑤市税等を滞納していないこと⑥暴力団員でないこと

現在



改正後



3. 施行期日

令和5年4月1日